

お 知 ら せ

平成28年 5月12日

愛知県行政書士会 尾北支部
土地利用部 会員 各位

支部長 伊代田 誠 二

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、江南市農政課（農業委員会事務局）より太陽光発電設備の設置について、農振除外要件に関する基準についての連絡がございましたので、お知らせします。

江南市長 澤田 和 延

太陽光発電設備を設置する場合の農業振興地域内農用地区域除外申出を行う際の基準の策定について（通知）

本市では太陽光発電設備を設置する場合の江南市農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（除外）申出を行う際の基準を別紙のとおり6月1日（7月20日受付締切分）より施行しますので、各会員の皆様にも周知をお願いします。

また、今後の受付につきましては、以前と同じく年4回（1月、4月、7月、10月）受け付けます。締切日は、各月20日（土曜日・日曜日・祝祭日の場合は前日）です。

なお、除外申出をするには、都市計画法や農地法など、他の法令との調整が必要です。詳しくは、下記までお尋ね下さい。

【問合せ】

農政課 農業振興グループ

0587-54-1111（内線332）

<別紙 追加された新基準>

太陽光発電設備を設置する場合の江南市農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（除外）を行う際の基準

太陽光発電設備の設置を目的とする農用地区域除外の申出があったとき、次の①・②・③のいずれかの場所に位置する土地については承認できないこととする。ただし、当該施設が地域農業の振興に資する施設であると認められる場合を除く。

- ① 農地法の立地の許可基準に規定される第1種農地および甲種農地に区分される土地
- ② 農用地区域除外の要件「江南市同意基準」の適用を受ける土地
- ③ 農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない土地

（附則）

この基準は平成28年6月1日より施行する。

上記②の「江南市同意基準」は、地元農業委員を含む農業委員2名以上の同意を必要とする土地を指します。（平成21年4月1日より運用されている基準です）

上記③に該当する土地について、平成28年度はこれまでの農業生産基盤整備事業の工事が完了して8年を経過していますので、該当する土地はありませんが、現在、工事を行っている般若川沿い農業振興地域は、工事が完了すれば該当します。また、将来、同様の工事が行われれば、その地域は該当することになります。

農振除外の申出については、これまで除外にかかる土地について事前に農業委員会事務局と相談しながら進めていることと思いますが、太陽光発電施設につきましては、特にご留意されますようお願いいたします。